

三島市地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

前文

このマニュアルは、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、実施本部としての三島市の役割及び行動について記載したものである。

第 I 編 震後対策

第 1 章 本 部

第 1 本部の設置

〈本文〉

(1) 市内で次の震度を観測した場合、建築住宅課長は、直ちに応急危険度判定実施本部の設置の要否を判断し、必要とした場合速やかに実施本部を設置する。(三島市役所本館 2 階第 2 会議室)

市内震度 5 強以上	速やかに設置
市内震度 5 弱	被害状況により必要に応じて設置
市内震度 4 以下	原則設置しない

(2) 実施本部を設置したとき、実施本部(判定計画班)は、速やかに県所管土木事務所(以下「支援支部」という)に実施本部を設置したことを連絡する。また、関係機関と必要な連絡調整を行う。

(3) 実施本部を設置したとき、実施本部(判定支援班)は、常時被害状況に関する情報を収集する。

(4) 実施本部を設置したとき、実施本部(判定計画班)は、必要に応じ建物所有者等からの相談窓口を設置する。また、必要に応じ判定の制度内容や判定の実施状況等について広報する。

〈解説〉

(1-1) 設置基準

平成 7 年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)において震度 4 の余震が発生した際、余震による被災建築物の倒壊等の拡大はなかったことを踏まえると、少なくとも震度 5 弱の地震が発生した場合には、実施本部を設置することが考えられる。

また、平成 30 年島根県西部を震源とする地震では、最大震度 5 強であったが被災建築物の倒壊等が多数発生し、判定を実施したことを踏まえ、本県としては、震度 5 強以上で実施本部を速やかに設置することとする。

(1-2) 設置場所

静岡県地震被災建築物応急危険度判定市町震前判定計画書(以下、「市町震前計画」という)による。ただし、被害状況等に応じて変更する。

(1-3) 実施本部の体制【参考】

実施本部長	判定全般の総括
判定計画班 1～2人程度	①判定実施計画の作成、見直し
	②判定実施計画の決定
	③住民対応、報道機関対応
	④支援本部、災害協定等関係自治体等との連絡調整
	⑤判定拠点ごとの判定士・判定コーディネーターの人数決定
判定支援班 2～3人程度	①建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集
	②判定区域全体図・街区マップの作成
	③地元判定士等への参集要請
	④判定士、判定コーディネーター等の名簿管理
	⑤判定コーディネーターとの連絡・調整
	⑥判定結果のとりまとめ
	⑦判定実施記録の作成
	⑧判定士の班編成の総括
後方支援班 1～2人程度※	①判定時配布チラシ等、判定関係資料作成
	②判定拠点、判定資機材、食事、宿泊の手配
	③自転車、バス等判定士移動手段の確保
	④民間判定士等補償制度事務

※ 判定コーディネーターが判定士の班編成を行うことができない場合は、後方支援班が行う。

(1-4) 実施本部員【統一】

実施本部長は、建築住宅課長とする。担当者は市町震前計画に定め、毎年度更新する。

知事会、姉妹都市等の災害協定等に基づく応援職員の派遣を受ける場合は、独自の指示系統に基づく判定実施によって全体の判定実施計画との齟齬をきたし、混乱を招きかねないことから、原則実施本部員に充てることとする。また、これらの応援職員の派遣を受けた場合は、その支援内容について支援本部に連絡する。

(1-5) 役割分担

実施本部員は、参集した三島市職員で構成するが、他自治体からの応援行政職員等も加え、必要な人員を配置することができる。ただし、判定全般の総括、判定実施計画の決定、住民対応及び報道機関対応については、必ず三島市職員を配置する。

(2-1) 県への連絡先

連絡は原則として、支援支部を通じて行う。ただし、支援支部と連絡が付かない場合は、直接、支援本部へ連絡する（以下同じ。）。

(2-2) 業務連絡

実施本部は、判定実施の要否のほか、実施本部業務に関する情報を、支援支部を通じて支援本部に連絡するものとする。

(2-3) 宅地判定との調整

実施本部（判定計画班）は、被災建築物応急危険度判定の中で被災宅地危険度判定の主管課と連携を図る場合は、被災宅地危険度判定主管課と実施区域、実施体制、実施期間等についての調整を図る。

(3-1) 情報収集の手段

- ・職員による情報収集
- ・災害対策本部からの情報
- ・テレビ・ラジオ等マスコミ情報の聴取
- ・インターネット・ホームページ情報の閲覧
- ・避難所開設状況
- ・住民からの通報
- ・判定士等からの情報

(4-1) 相談窓口

判定開始とともに、窓口を設置し、建築物の所有者等から、判定要請や判定結果判定の相談に対応する。

(4-2) 広報

判定実施について住民の理解を得るため、実施前に必要な広報を行い、実施中も必要に応じて広報活動を行うことが有効である。

(4-3) 情報提供

避難所やホームページ等において、応急危険度判定活動の実施に関する情報を掲示し、判り易い形で住民等へ情報提供する。

判定実施に関する情報は、以下の内容とする。

- ・開始日時、予定期間
- ・実施予定区域
- ・問い合わせ窓口

(4-4) 住家被害認定調査等との違い

判定と、り災証明交付のための「住家被害認定調査」や「被災度区分判定」の違いについての広報は重要である。

①り災証明、住家被害認定調査

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明交付のための「住家被害認定調査」は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

②被災度区分判定

「被災度区分判定」とは、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体等の損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の可否とその程度を判定して災害復旧につなげること。

第2章 優先建築物の判定

第1 三島市の防災拠点施設等

〈本文〉

- (1) 実施本部は、三島市で調整の上、優先建築物の判定の要否及び対象建物を決定する。
 (2) 判定の実施を決定した場合、実施本部は、直ちに判定士等へ参集を要請し、判定を行う。

〈解説〉

(1-1) 実施本部は、市町震前計画に基づき、優先判定建築物リストに掲載された建築物（令和元年現在 33 物件）の判定を速やかに行う。

防災拠点施設等は、各市町が作成する優先判定建築物リストに掲載し、優先して判定を行う。

耐震ランクⅡ及びⅢの建築物については、防災拠点施設等として使用するべきでは無い為、耐震性補強や代替施設等により耐震性を確保しておく。

(1-2) 判定実施区域、優先順位等の設定【統一】

被害全容が掴めない状況下であっても、実施区域と優先順位は速やかに設定する

【例示】

- ・優先判定：同時に対応できない場合は、防災拠点庁舎、災害拠点病院、救護病院等、避難所等を実施本部で順位付けする
- ・実施区域：耐震性無し建築物密集区域を実施。がけ崩壊や火災による二次災害の可能性のある区域は状況に応じて判断

(1-3) 施設管理者等との調整

市町は、応急危険度判定について、震前に施設管理者等への説明を済ませておくと共に、現地での判定前後には必要な調整及び説明を実施する。

(1-4) 判定と使用可否判断

施設管理者等が使用可否の判断を行うこととし、実施本部は必要に応じて市内の防災拠点施設等の判定を行う。

使用可否の判断【例示】

- A：「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（内閣府）に準拠（施設管理者等の点検により使用可否判断）
- B：応急危険度判定後に施設管理者等の判断により使用可否判断
- ・耐震ランクⅠaは原則として判定対象外（特定天井がある施設については対策済みに限る）
 - ・地元判定士を事前指名する
 - ・外観調査だけでなく内観調査も実施する

(2-1) 判定士等の参集根拠（予め定めた震度以上で自動参集、あるいは実施本部から参集を要請）

判定士等の自動参集の基準は、原則として、施設管理者、三島市職員等の点検参集基準に合わせる。事前指名された判定士が実施本部からの要請を受けずに現地へ直接向かう場合は、出発前及び到着後判定開始前に、実施本部へ連絡する。

自動参集する場合、実施本部からの要請を省略できるが、判定士の参集・判定状況を把握するため、密な連絡が必要となる。

(2-2) 注：マニュアル雛形では、実施本部から参集を要請する前提の文言となっているため、自動参集を選択する場合は、文言を修正すること。

(2-3) 判定士等の参集場所（判定拠点、あるいは現地）

対象施設へ直接参集する場合、移動時間を短縮できるが、判定拠点での受付を電話等の連絡で済

ませることになるため、判定士資格や判定資機材の調達手順等を事前に確認しておく必要がある。

(2-4) 参集根拠、参集場所の違いにより、以下①～④のパターンを選択する。

		参集場所	
		判定拠点	現地
参集根拠	震度以上	①	②
	要請	③	④

(2-5) 地元判定士への参集要請方法【例示】

- ・一斉送信メール、予め定めた震度での自動参集、防災行政無線、電話連絡網、メール、SNS

(2-6) 指名判定士が参集できない場合の具体の対応については以下による【例示】

- ・優先判定が終了した判定士に、追加で判定してもらう
- ・三島市職員が判定を実施する
- ・関係各課と調整の上で優先建築物から外す

(2-7) 判定の実施(タイムライン【標準】)

- ・施設管理者等の点検により使用開始する場合は、施設管理者等は速やかに点検・使用可否を判断
(3日以内に優先判定を完了する)
- ・応急危険度判定後に施設管理者等が使用開始を判断する場合は、発災から1日以内に優先判定を完了
- ・優先判定終了後、一般建築物の判定を開始

第3章 一般建築物の判定

第1 判定実施判断

〈本文〉

(1) 実施本部長（建築住宅課長）は、次の震度を観測した場合、震度、被害状況に応じて、速やかに判定実施要否を判断する。

市内震度 6 弱以上	速やかに実施
市内震度 5 弱～5 強	被害状況により必要に応じて実施
市内震度 4 以下	原則実施しない

(2) 実施本部は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、速やかに災害対策本部及び支援支部（沼津土木事務所）を通じて支援本部へ連絡する。

(3) 実施本部は、要判定区域を定める。また、判定除外区域も定める。

〈解説〉

(1-1) 優先判定建築物の判定終了後を目処に判定を開始する。

過去の被災状況を踏まえて、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、原則として判定を実施することとする。震度 5 弱～5 強であって、実施本部を設置した場合は、被害状況に応じて判断する。

なお、被害状況の情報を参考に、震度 6 弱以上の地震が発生した場合であっても、判定を実施しないことも可能である。

(1-2) 震度 6 弱以上での判定実施状況

発生日時	地震名	最大震度	判定期間	判定人数	判定棟数	判定結果		
						調査済	要注意	危険
H7. 1. 17	兵庫県南部地震	7	H7. 1. 18～2. 9	6, 468	46, 610	30, 832	9, 302	6, 476
H9. 3. 26, 5. 13	鹿児島県薩摩地方地震	5 強 6 弱	H9. 4. 11, 5. 17, 6. 4・5	220	2, 048	1, 507	452	89
H12. 6. 26 他多数	三宅島火山活動及び近海地震	6 弱	H12. 7. 3～10, 17～19, 8. 2～5	17	240	122	118	
H12. 10. 6	鳥取県西部地震	6 弱	H12. 10. 7～20	332	4, 080	2, 138	1, 499	443
H13. 3. 24	芸予地震	6 弱	H13. 3. 25 ～4. 12	636	1, 763	674	921	168
H15. 5. 26	宮城沖を震源とする地震	6 弱	H15. 5. 30, 6. 2	5	6	2	4	0
H15. 7. 26	宮城県北部を震源とする地震	6 強	H15. 7. 27 ～8. 3	743	7, 245	3, 804	2, 181	1, 260
H16. 10. 23	新潟県中越地震	7	H16. 10. 24 ～11. 10	3, 821	36, 143	19, 778	11, 122	5, 243
H17. 3. 20	福岡県西方沖地震	6 弱	H17. 3. 20～31, 4. 20～26	444	3, 148	1, 500	1, 131	517
H19. 3. 25	石川県能登半島地震	6 強	H19. 3. 25～30	391	7, 600	4, 800	1, 571	1, 229
H19. 7. 16	新潟県中越沖地震	6 強	H19. 7. 16～23	2, 758	34, 048	20, 150	8, 943	4, 955
H20. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	6 強	H20. 6. 14～23	624	4, 139	3, 031	837	271
H23. 3. 11	平成 23 年東北地	7	H23. 3. 13	8, 541	95, 381	60, 491	23, 191	11, 699

	方太平洋沖地震		～5.31					
H23.3.12	長野県北部を震源とする地震	6強	H23.3.12～19	229	2,318	1,249	694	375
H23.3.15	静岡県東部を震源とする地震	6強	H23.3.16～19	64	513	345	155	13
H25.4.13	淡路島付近を震源とする地震	6弱	H25.4.15～17	56	402	200	156	46
H26.11.22	長野県北部を震源とする地震	6弱	H26.11.23～27	131	602	217	241	144
H28.4.14, 16	平成28年熊本地震	7	H28.4.15～6.4	6,819	57,570	22,833	19,029	15,708
H28.10.21	鳥取県西部を震源とする地震	6弱	H28.10.22～29	450	7,311	5,809	1,209	293
H30.6.18	大阪府北部を震源とする地震	6弱	H30.6.19～28	1,027	9,358	6,759	2,141	458
H30.9.6	平成30年北海道胆振東部地震	7	H30.9.7～14	108	814	494	162	158

(3-1)対象となる建築物の用途規模は、基本的には戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎（以下「住宅」という）を対象としているが、住宅以外の木造、鉄骨造（S造）、鉄筋（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の通常工法の建築物も対象にできる。

建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や、大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、外観等のみで判定が困難であるため、当該建築物の所有者に連絡し、早期に建築士による調査を実施するように要請する。これらの建築物のリストは事前に作成しておく。

(3-2)要判定区域

原則として、被害が大きい区域を設定する。被害全容が掴めない状況下であっても、速やかに設定する。

【例示】

- ・耐震性無し建築物密集区域を実施。がけ崩壊や火災による二次災害の可能性のある区域は状況に応じて判断
- ・被害集中区域を中心とし、被害棟数が区域全体の6割程度になるまで広げた区域など

(3-3)熊本地震の応急危険度判定実施状況 棟数（参考）

概ね危険及び要注意が全体の6割程度となっている。

実施市町村	実施状況			計
	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	
益城町	3,806	2,957	3,006	9,769
熊本市	5,847	10,514	14,126	30,487
宇土市	228	531	506	1,265
菊陽町	47	67	38	152
西原村	1,368	725	610	2,703
南阿蘇村	1,014	564	550	2,128
御船町	635	480	311	1,426
高森町	1	3	22	26
甲佐町	533	545	465	1,543
山都町	20	33	12	65

宇城市	487	606	1,006	2,099
美里町	43	201	50	294
嘉島町	702	682	731	2,115
氷川町	29	34	7	70
菊池市	200	197	196	593
大津町	389	321	181	891
阿蘇市	343	519	863	1,725
南小国町	16	50	153	219
合計	15,708	19,029	22,833	57,570
割合	27.3%	33.0%	39.7%	100%

(3-4) 除外を検討する区域

以下のような区域については、危険性の有無により、判定の実施の要否を判断する。

- ①二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
 - ・化学工場等
 - ・危険物貯蔵庫等
 - ・動物園等
- ②がけの崩壊の可能性がある区域
- ③周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
- ④津波被害の可能性がある区域
- ⑤暴動が発生している区域
- ⑥その他

(3-5) 決定の時期

要判定区域の設定は、必要判定士数の決定等に必要不可欠であり、応援判定士の要請の必要性にも関することから、初回の判定実施に際しては、可及的速やかに設定する。

(3-6) 見直し

当初の方針作成後、新たな被害状況の判明により、要判定区域の拡大・縮小が生じた場合は見直しを行う。

第2 判定計画

〈本文〉

(1) 実施本部（判定計画班）は、市町震前計画を踏まえ、被害状況、被災地の状況に基づき、判定実施計画を策定する。

〈解説〉

(1-1) 実施計画の内容

- ① 判定実施期間
- ② 必要数、地元確保数、不足数（本部要員、判定士、判定コーディネーター、判定資機材）
- ③ 判定実施区域及び判定拠点
- ④ 対象となる建築物の用途規模
- ⑤ オペレーションタイプ
- ⑥ その他

上記①、②、④については、判定実施区域ごとに定める。

実施本部（判定計画班）は、判定実施区域について、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。

判定実施計画を作成した場合や変更する必要がある場合、実施本部長は、災害対策本部長にその旨を連絡する。

(1-2) 棟数の把握

推定判定対象棟数は判定の必要があると見込まれる想定の数であって、実際の判定棟数ではない。震前に収集した各区域の建築物の状況を踏まえ、あらかじめ要判定区域ごとに見込みの棟数を決定しておくことで、実際に地震が発生した際、要判定区域を決定するだけで全体の推定判定対象棟数を算出することが可能となる。

(1-3) 優先順位の決定

道路等の交通状況、被害状況を踏まえて、要判定区域において優先順位を付ける。

(1-4) 判定実施期間

判定実施期間は、10日間を標準とする。

(1-5) オペレーションタイプ

判定の調査方法は、タイプAを標準とし、必要に応じて、タイプBを採用する。

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

本マニュアルは、早期に被災建築物の使用の可否を判断する必要があるという観点から、外観調査を主体としたタイプAを前提として作成されているが、被災後短期間に判定活動に従事できると推定される判定士数及び判定に必要な資機材の量と建築物の被害状況との関係等から、オペレーションタイプを判断することになる。

タイプBは、例えば、一定の判定が終了した後、住民からの要望等により実施されることを想定している。この場合、地元判定士が本業務に従事することとする。

タイプBを実施する場合は、建築物への立入りにより危険が増大するため、その採用にあたっては慎重を期することとする。

(1-6) 判定拠点

原則として、市町震前計画により、被害状況を考慮して決定する。

拠点となる施設（駐車場の有無など）、通信環境（電話、FAX、コピー機等。可能であれば電子メー

ルが使える環境)、人員(判定支援班)などが確保される場合は、判定実施区域内またはその近隣で設置することが望ましい。

(1-7) 判定実施体制

① 本部要員の確保

・必要数の算定

原則として、市町震前計画により、被害状況を考慮して算定する。

・地元数・応援数

以下の式により不足数を算出する。

不足本部要員数 = 必要本部要員数 - 地元本部要員数

② 判定士の確保

・必要数の算定

要判定区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数、判定コーディネーター数を算出する。

必要判定士数の算定に当たっては、1チーム当たりの1日の判定件数を15件と想定することを基本とし、判定実施区域の地理的条件等による増減も考慮する。また、判定士2名で1チームを編成するが、判定に際して住民対応が必要となった場合等、1チームに3人以上の判定士を配置することも想定される。特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。

・地元数・応援数

地元判定士の参集人数を確定し、不足する判定士数を算出する。

不足判定士数 = 必要判定士数 - 地元判定士数

③ コーディネーターの確保

必要数を確保するため、優先判定実施後の土地勘のある民間判定士に引き続きコーディネーターとして活動してもらう等の柔軟な対応を検討する。【標準】

・必要数の算定

必要判定コーディネーター数は、判定士5班(判定士10チームを1班とするため、判定士100人)に1人配置するよう算定する。

判定実施には、地域の建築関係団体に所属する判定士が多数従事することが想定され、当該団体との緊密な連絡・調整が求められることから、判定コーディネーターには、当該団体が推薦する建築士等を含めることが望ましい。

・地元数・応援数

以下の式により不足数を算出する。

不足判定コーディネーター数 = 必要判定コーディネーター数 - 地元判定コーディネーター数

④ 判定士機材の確保

・判定資機材の数量

市町は、判定資機材等の備蓄数量、保管場所等について市町震前計画に記載し、定期的に点検を行う。

・判定資機材の調達

実施本部は、判定資機材を調達する。不足数の把握は以下の式による。

不足資機材数 = 必要資機材数 - 地元資機材数

・判定資機材の手配

実施本部(後方支援班)は、判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

実施本部(後方支援班)は、判定拠点に判定資機材を輸送する手段、ルート等を確保する。

⑤ 判定士等の参集方法及び輸送方法

判定士等の参集方法、参集場所から現地への判定士の輸送方法について決定する。

判定士等の参集は、原則として判定士等が手配した車あるいは公共交通機関とする。

判定士等の参集場所から現地への輸送は、以下に例示する。【例示】

・徒歩

・判定士等が手配した車

- ・実施本部が用意した自転車
- ・実施本部が手配したバス

⑥判定士等の宿泊・食料等

実施本部は、宿泊場所として公共施設、公民館、寺社等が使えるか事前に検討しておき、実際の使用可否を確認する。また、実施本部は、テント、簡易ベッド、寝袋、毛布等を持参するよう要請する。

県外からの応援判定士等の食料は、応援判定士等自らが確保することを原則とする。

費用負担については、⑧による。

⑦保険(判定士等の災害補償)

県及び三島市は、公務災害の適用とならない民間判定士、判定コーディネーターについて、民間判定士等補償制度を活用するものとする。

実施本部は民間判定士等補償制度適用に必要なリスト等の資料を、支援支部を通じて支援本部へ提出する。

⑧費用負担

応援都道府県からの応援判定士等の輸送等に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン」の負担区分等によりその費用を負担することを前提に必要な手続きを行う。

(ガイドラインでは原則として、民間判定士等の参集場所までの交通費、宿泊費、食料は三島市の負担となっている。)

第3 参集及び支援の要請

〈本文〉

- (1) 実施本部(判定支援班)は、地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間、必要な食事や移動手段等判定士の参集に必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。
- (2) 実施本部は、判定実施体制に不足がある場合は、支援支部を通じて支援本部へ支援要請する。

〈解説〉

(2-1) 要請項目

- ・本部要員
- ・判定士
- ・判定コーディネーター
- ・判定資機材

初回については、発災から1日以内に支援要請する。

第4 要請への対応

〈本文〉

- (1) 要請回答が示されたときは、実施本部は、支援受入れの対応(参集日時、場所、その他必要事項)を決定し、支援支部を通じて支援本部へ報告する。

〈解説〉

(1-1) 判定実施のため、要請回答の内容に応じた具体の計画を立てる。

(1-2) 実施本部は、支援本部(支援支部)が派遣した応援判定士等を、以下①及び②の実施後に帰還させる。

- ① 用意した輸送手段により帰還した応援判定士等の受付

② 使用した判定資機材の回収

(1-3) 災害補償の適用者がいる場合、支援本部より派遣元都道府県を通じて適用者本人等へ連絡する。
(これは補償適用が支援本部解散後も継続する場合、派遣元の都道府県がもっとも身近で、かつ、判定士一人ひとりに対応可能であることに留意している。)

(1-4) 広域支援の参集方法【標準】

県外からの判定士等の参集方法は、公共交通機関や判定士等が手配した車等により、実施本部の指定する参集場所へ直接参集とする。

(1-5) 広域支援による応援判定士の名簿、判定資機材等のリストについては、応援都道府県が作成し、ブロック幹事県から支援本部へ通知する。支援本部は、ブロック幹事県から受けた通知について、支援支部を通じて実施本部へ通知する。

第5 判定の実施

〈本文〉

- (1) 実施本部（判定支援班）は、参集した判定士等の受付を行い、名簿を作成する。
- (2) 実施本部（判定支援班）は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。
- (3) 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに判定業務を開始するよう指示する。
- (4) 実施本部（判定計画班）は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。

〈解説〉

(1-1) 応援判定士等の場合、支援本部から送付された名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

行政職員の判定士と民間判定士においては、保険加入の必要性等など都道府県が役割として対応する事項が異なるため、名簿を作成するにあたっては、区分する。

判定士等の受付は、判定コーディネーター、実施本部（判定支援班）で受け付けた名簿をもとに、判定士の点呼を行う。

(3-1) 判定コーディネーター

①業務

判定コーディネーターの業務内容については、第Ⅲ編第2 判定コーディネーター業務マニュアルによる。なお、判定コーディネーターは、判定拠点において業務を行い、実施本部（判定支援班）と連絡を密に行う。

②班編成

実施本部（判定支援班）は、班の編成を判定コーディネーターにさせる。班編成については、第Ⅲ編第3 チーム編成業務マニュアルによる。

③ガイダンス

実施本部（判定支援班）は、判定活動の開始に先立ち、以下に掲げる、判定士に対する判定調査方法等について、ガイダンスを判定コーディネーターに行わせる。

- ・担当する判定実施区域
- ・判定実施方法（外観調査のみなのか、内観も含めて実施するのか。等）
- ・被災地の状況（危険区域、火災発生地区、救助活動区域等）
- ・気象状況（気温、風速、降雨等）
- ・余震情報（余震の震度、頻度、地区等）
- ・被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）

- ・ 出発時間、担当する判定実施区域への移動手段、集合時間、集合場所
- ・ 定時の連絡方法
- ・ 具体的な判定方法、判定調査表の記入方法等
- ・ チームの一日の判定件数、チーム人数
- ・ 被災宅地危険度判定等との連携
- ・ 一日の判定業務の結果の集計方法
- ・ その他

(3-2) 判定の実施期間が長期化する場合、実際の判定業務から得られた情報などを追加して説明することが想定されるため、ガイダンスは現地での活動に近い立場にある判定コーディネーターが行うものとする。

(3-3) 判定コーディネーターは、判定レベルの統一化を図るために、判定活動に先立ち、判定士に対し、具体的な判定方法、判定調査表の記入方法等についてガイダンスを行う。

(3-4) 実施本部が、コーディネーターが実施する判定士へのガイダンス資料（注意事項の説明書）を示す

(3-5) 判定方法

判定士は以下の方法により判定を行う。

① 判定業務

判定業務は、「判定士業務マニュアル」による。

内容は静岡県発行の「被災建築物応急危険度判定士手帳」に掲載のとおり。（以下に項目のみ記載する）

- 第1 目的
- 第2 判定業務の心得
- 第3 判定士の編成及び判定コーディネーター
- 第4 応急危険度判定士の参集行動基準
- 第5 持参する判定資機材
- 第6 応急危険度判定の実施
- 第7 判定結果の表示
- 第8 住民対応及びマスコミ対応

② 判定の方法

以下の基準による。

- ・ 木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

「悉皆（しっかい：残らずすべての意）」の対象建築物の判定の実施は、原則、「外観」調査を中心として判定を実施（オペレーションタイプA）する。

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）及び被災建築物応急危険度判定士手帳（静岡県発行）による。

- ・ 大規模鉄骨造建築物（体育館等）

体育館等の大スパン構造のような大規模な鉄骨造建築物、特に避難所となる体育館等の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「大規模鉄骨造地震被災建築物（体育館等）の応急危険度判定マニュアル」（静岡県都市住宅部建築住宅総室建築安全推進室発行）を参考とする。

- ・ のり面や擁壁等に近接した宅地、建築物

地震により被災したのり面や擁壁等に近接した宅地、建築物では、被災建築物の判定における周辺地盤等の危険度の判定において、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）及び「人工造成地における擁壁等の応急危険度判定マニュアル」（静岡県都市住宅部

建築住宅総室建築安全推進室発行)を参考とする。

- ・その他参考文献
 - ・「地震被災木造建築物応急補強マニュアル」
 - ・「地震被災鉄骨造建築物応急補強マニュアル」
 - ・「地震被災鉄筋コンクリート造建築物応急補強マニュアル」
 - ・「人工造成地における擁壁等の応急補強マニュアル」

(3-6)判定結果の表示は、「判定士業務マニュアル」による。

(3-7)判定結果の報告・活用

判定コーディネーターは、日ごとに判定結果を取りまとめ、実施本部に報告する。

実施本部(判定支援班)は、毎日、判定コーディネーターから報告を受けた分の判定結果を取りまとめ、災害対策本部、支援支部を通じて支援本部へ報告する。

なお、実施本部(判定計画班)は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。

実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

(4-1)中止の判断は、支援本部または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。

実施本部(判定計画班)は、判定業務の中止を判断したときは、支援支部を通じて支援本部に速やかに報告する。

第4章 本部の閉鎖

第1 本部の閉鎖

1 実施本部

〈本文〉

- (1) 実施本部は、原則、判定実施計画に基づく区域の判定を終えた時点で、判定業務を終了する。
- (2) 実施本部（判定支援班）は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。
- 実施本部長は、最終集計された判定結果を所管課へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

〈解説〉

(1-1) 原則、判定実施計画に基づく区域の判定を終えた時点で判定を終了する。

発災後、10日間程度で実施本部業務を終了することを目安とするが、必要に応じて継続する。判定が長期化した場合、り災証明の交付のための「住家被害認定調査」との実施時期の重複等による混乱を生じることがあるため、被害認定調査等の開始時期までには、判定を終了できるように努める。やむを得ず期間が重複する場合は、混乱が生じないように努める。

判定は、余震等による2次災害防止のために実施されることを考えると、余震の発生がなくなることを確認して解散することも考えられるが、大規模な地震の場合は余震の発生時期が数年後まで続くなど長期化することもあり、余震が起こらなくなる時期を特定することは現実的に不可能であるため、判定実施計画に基づく一連の判定を終了した後、業務引き継ぎを終えた時点をもって実施本部の解散とする。

(2-1) 判定実施の終了時点において、全体を最終集計し、以下の資料を作成して災害対策本部長及び支援支部長を通じて支援本部長に提出する。

- ・判定実施区域図（全体区域図）
- ・判定結果集計表
- ・その他資料

なお、資料の保存については、今後に備えて、各実施本部が判断して行うこととする。

所管課（建築住宅課）は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。

所管課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。

所管課（建築住宅課）は、判定結果等の関連資料等の保管を行う。

所管課（建築住宅課）は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心

がける。

所管課（建築住宅課）は災害対策本部と連携して、判定結果への問い合わせ等住民からの相談に応じる窓口設置

等の判定結果のフォローに必要な措置をとるものとする。

建築の専門家ができるだけ早い時点で住民の相談等に応じることができれば被災者の精神的安定に大きく寄与するため、以下について建築関係団体等と調整し、速やかに復旧のための相談窓口の設置等について検討する必要がある。

- (i) 被災度区分判定実施の指導
- (ii) 復旧のための相談
- (iii) その他

判定終了後、ボランティア活動に従事したものへのメンタル・ヘルスケアの必要性が報告されており、防災担当所管部署と協議し、判定実施後にこの体制整備も合わせて検討しておく。

(2-2) 連絡

実施本部（判定計画班）は、最終集計された判定結果及び実施本部を解散する旨を、災害対策本部及び支援支部を通じて支援本部へ報告する。

第Ⅱ編 震前対策

第1章 震前の対策

第1 応急危険度判定士等の養成、登録

1 登録名簿の管理

〈本文〉

(1) 三島市は、県が提供する、判定士及び判定コーディネーターの名簿を保管する。

第2 判定技術等の向上

〈本文〉

(1) 三島市は、判定技術の維持、向上のため、定期的に判定技術等に関する講習、訓練等を行う。
三島市は、三島市震前計画の実効性の確認や実際の応急危険度判定を円滑に実施するため、連絡体制の確保、シミュレーション等の訓練を行う。

第3 震前計画等

〈本文〉

(1) 三島市は、震前計画を作成し、毎年度更新する。

〈解説〉

(1-1) 被災建築物の想定

三島市は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域を予め要判定地区として想定するなど、判定実施のため必要な事項について定めておく。

第4 判定資機材の備蓄

〈本文〉

(1) 判定に必要な資機材等を備蓄する。ただし、保管場所の被災や、交通途絶等を想定し、複数個所で保管する

第5 判定士等への連絡システムの確立

〈本文〉

(1) 平常時

三島市は、判定実施主体が実施を決定した後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制整備が求められるため、平常時から判定士等への情報連絡の方法について確立しておく。

(2) 震災後

災害時における情報伝達をスムーズに行うため、三島市は、建築関係団体支部別、地元判定士の代表別、平日・休日（夜間）別等によるネットワークを構築するなど、効率的でかつ実効性のある情報伝達システムを確立する。

〈解説〉

(2-1) 三島市から判定士等への要請及び判定士等からの三島市への諾否回答は、同一ルートにより行ない、判定活動に参加する判定士等の参集人数の取りまとめは、在住市町毎等により行うことを原則とする。

三島市等から判定士への連絡手段【例示】

一斉送信メール、予め定めた震度での自動参集、防災行政無線、電話連絡網、メール、SNS

(2-2)連絡場所の設定等

三島市は、判定活動実施時に、一般電話・携帯電話等の使用制限等により、情報伝達が困難となることが想定され、防災行政無線を設置した公民館等を連絡場所とするなどのシステムについても検討する。

県と三島市の連絡手段【例示】

防災行政無線（ホットライン）、電話、メール、FAX

第6 市町マニュアルの作成

〈本文〉

(1) 三島市は、県が作成した市町マニュアルの雛形を参考に、地域の実情に応じた市町マニュアルを作成する。

第Ⅲ編 その他

第1 その他必要な事項

1 協議会

〈本文〉

(1) 三島市は地震発生時に迅速かつ的確な判定が行えるよう、建築関係団体及び県と平時から顔の見える関係を築くと共に、判定制度の周知をはじめ、判定士資格の取得促進、判定技術の向上、三島市判定実施本部等の体制強化などに取り組む協議会に参加し、体制整備を図る。

〈解説〉

(1-1) 協議会の会員は以下の通り。

会員	(公社) 静岡県建築士会
	(一社) 静岡県建築士事務所協会
	(公社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会
	(一社) 日本建築構造技術者協会中部支部静岡部会
	(一社) 静岡県建設業協会
	静岡県 (本庁、各土木事務所) 県内 35 市町
オブザーバー	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

2 制度の周知

〈本文〉

(1) 三島市は、判定に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。このため、PR用パンフレット等を作成し配付する。

3 連絡調整

〈本文〉

(1) 三島市の判定所管部局は、防災所管部局と連携しながら、必要な体制整備を行っておく。

第2 判定コーディネーター業務マニュアル（以下、全国マニュアルをそのまま記載）

〈本文〉

第1 目的

このマニュアルは、被災した市区町村が立ち上げた実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターの業務について定めるものである。（は）

第2 判定コーディネーターの業務

判定コーディネーターの業務は、以下の通りである。（ろ）

- ①判定実施準備
- ②判定士の受け入れ準備、判定士の受付
- ③判定実施チーム及び班の編成
- ④判定資機材等の配付
- ⑤判定士に対する判定作業の説明
- ⑥判定士の健康状況の把握
- ⑦判定業務の開始
- ⑧判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

〈解説〉

- 1 判定コーディネーターは、行政職員又は判定業務に精通した地域の建築関係団体等に所属する判定士の中から実施本部が決定する。（は）
- 2 判定コーディネーターは、実施本部（判定支援班）の指示を受け、判定士が円滑に判定活動できるよう心掛ける。（は）
- 3 判定コーディネーターは、原則として実施本部の業務及び判定活動を行わない。（は）

〈本文〉

第3 判定実施準備

判定コーディネーターは、実施本部（判定計画班）が策定した判定実施計画に基づき、実施本部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成、及び判定実施区域を班ごとに配分するとともに、チームごとの判定実施区域を設定する等の準備を行う。（は）

〈解説〉

判定コーディネーターは、判定拠点ごとに実施本部員が準備した資料を班ごとに配分できるよう準備する。なお、数量等は第4による。（班は10チームで、1チームは原則、判定士2名）（は）

〈本文〉

第4 判定士の受け入れ準備

判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、実施本部（後方支援班）に判定資機材等を依頼し、必要数量を確保する。（は）

1 判定資機材の確認

「標準判定資機材一覧表」によるチェックを行い、不足するものがある場合には、所定の手だてを講ずるものとする。

判定調査表、判定ステッカー、街区マップ、ガムテープ、バインダー（台紙）、携帯電話

2 判定士の移動手段の確保

判定コーディネーターは、判定士の担当する判定実施区域までの移動手段とするために、実施本部

員と協力して自転車やバイク等を確保するものとする。(は)

〈解説〉

実施本部（後方支援班）が作成・準備した判定資機材等を班ごとに配布準備する。

a 判定実施区域ごとに必要な構造種別（W, S, RC）ごとの判定調査表を準備すること。（街区マップから想定）（は）

b 街区ごとに必要と想定される判定ステッカー（赤, 黄, 緑）を準備すること。（被害の程度によるが、次の目安で設定し各々2～3割多めに準備することなどが考えられる。）

〔判定ステッカー数の設定例〕

赤（危険）：建築物棟数の1～2割×1.2

黄（要注意）：〃 2～3割×1.2

緑（調査済）：〃 6割×1.2

※ただし、判定士1チームあたり1日で約15棟の建築物を判定するとし、2日間の判定作業を実施すると仮定すれば、必要な判定調査表・判定ステッカーは、各30枚となるが、種類別に計算すると、判定士1チームあたり最大各90枚が必要となることを考慮しておく必要がある。（は）

c 街区マップを準備する。1チーム1枚。

d 被災者へ配布するチラシを準備する。判定予定棟数の2～3割多めに準備する。

e ガムテープは、判定ステッカーを調査建築物に貼る場合に必要なものであるため、判定士1チームに1個の割合で準備する。ただし、塗装面やガラスフィルム面には貼らない等注意喚起する。（は）

f バインダーは、判定調査表等に記入する場合有効であるため、判定士1チームに1個の割合で準備する。（は）

g 携帯電話が使用できる環境では、判定コーディネーターと判定士チームの連絡手段として有効であるため、判定作業中に連絡がとれる携帯電話番号を登録してもらおう。併せて、判定コーディネーターが使用する携帯電話番号も周知し、問い合わせ等が受けられるようにする。（は）

h 下げ振り、クラックスケール及び筆記用具等、本来は応援都道府県及び判定士が準備すべき判定資機材については、出来れば確保等の準備をしておくほうが良い。

【第2項の解説】

a 担当する判定実施区域まで距離があることが考えられるため、自治体で管理をしている放置自転車等を有効に使用することも1つの方法である。（は）

2 遠方での判定活動が想定される場合、移動手段として自動車を所持しているチームの情報については、事前に実施本部から提供を受けておくと、実施区域の配分計画時に有効となる。（は）

〈本文〉

第5 判定士の受付

判定コーディネーターは、実施本部（判定支援班）で受け付けた名簿をもとに、判定士の受付を行う。（は）

その場合、判定活動可能日数の確認を必ず行い、必要事項を受付台帳に記載する。

なお、受付にあたっては「標準判定資機材一覧表」をもとに判定士の持ち物を確認する。

〈解説〉

a 判定コーディネーターは、地元判定士については、実施本部で受付時に作成した判定士名簿、応援判定士については、応援都道府県が作成した判定士名簿に基づき、判定実施日ごとに、当日受付する。（は）

c 判定士が登録証や腕章等を持参していない場合は、実施本部において準備するものとする。

〈本文〉

第6 判定実施チーム及び班の編成

判定コーディネーターは、チーム編成業務マニュアルに基づき、判定チーム及び班の編成を行い、班ごとに班長、副班長を任命する。(は)

〈解説〉

チーム編成については、地元判定士の場合、判定経験の有無等を考慮する。また応援判定士については、応援都道府県ごとに班、チーム及びチームリーダー等が決められている場合があるため、判定実施区域区の配分に考慮する。場合によっては、班の編成を応援都道府県に任せるほうがスムーズにいく場合がある。(は)

〈本文〉

第7 判定資機材等の配付

判定コーディネーターは、必要に応じて以下にあげる判定資機材等を班長、副班長を通じて各判定チームに配付するものとする。

- ①担当判定実施区域全体の地図 (は)
- ②担当街区マップ
- ③判定調査表・判定ステッカー等の判定資機材
- ④建築物関係データ
- ⑤被災地情報 (避難所の位置, 火災発生地区, 被災者への情報等)
- ⑥判定実施留保区域情報
- ⑦昼食
- ⑧その他

〈解説〉

1 担当判定実施区域全体の地図は、判定チームが判定実施区域への移動の際に使用するものであり、簡単な案内図程度 (明細地図の全体図程度) でよいと思われる。

2 担当街区マップには、調査対象建築物と判定調査表を一致させるための付番をして、判定調査表と合せて回収する。(は)

3 以下のような区域については、被災地内において判定士が判定業務を実施するのに危険であることを想定している。(は)

- ①二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
 - ・化学工場等
 - ・危険物貯蔵庫等
 - ・動物園等
- ②がけの崩壊の可能性がある、二次災害の危険性が高い区域
- ③周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
- ④暴動が発生している区域

⑤その他

- 4 判定コーディネーターは、判定の実施にあたって住民へ周知するためのパンフレット等の資料があれば、あわせて配付する。
- 5 判定コーディネーターは、実施本部で昼食を用意した場合、判定士に配付する。
- 6 携帯電話は判定士個人で準備する。なお、調査中の携帯電話の使用や写真撮影は、被災者に十分配慮するものとする。（は）

〈本文〉

第8 判定作業の説明

1 判定コーディネーターは、班長、副班長に対して以下の内容を説明する。

- ①担当する判定実施区域（は）
- ②判定実施方法（外観調査のみなのか、内観も含めて実施するのか。等）
- ③被災地の状況（危険区域、火災発生地区、救助活動区域等）
- ④気象状況（気温、風速、降雨等）
- ⑤余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ⑥被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）
- ⑦出発時間、担当する判定実施区域への移動手段、集合時間、集合場所（は）
- ⑧定時の連絡方法
- ⑨その他

〈解説〉

- 1 判定コーディネーターは、判定にあたって特に以下の点に注意するよう指示する。
- ・判定は判定調査表に基づき、客観的に実施すること。（→安全側で判定をする傾向にあるため。）（は）
 - ・判定作業は、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないこと。
 - ・住民とトラブルを起こさないこと。（→住民から質問があった場合は、誠実に回答する。代表的な質疑応答は、判定士業務マニュアルに記載。）
 - ・判定結果は、その日のうちに班長、副班長若しくは判定コーディネーターに報告すること。
- 2 判定終了後の集合場所、時間の連絡には、遅参の場合の対応も含め指示する。
《集合場所への遅参は以下の様な場合が想定される》
- ・判定中に事故に遭遇
 - ・被災者とのトラブル
 - ・判定の区切りがつかない（調査建築物が大規模等）
- 3 緊急の連絡が必要な場合に備え、実施本部への定時の連絡方法について指示する。

〈本文〉

第9 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する判定実施区域に移動し、判定業務に従事するよう指示する。（ろ）（は）

〈解説〉

- 1 移動手段には、徒歩、自転車、バイク、自動車等が考えられる。

- 2 判定コーディネーターは、効率的な判定業務を行うため、準備が完了した班から順次担当する判定実施区域へ移動してもらうこととする。(は)

第3 チーム編成業務マニュアル（以下、全国マニュアルをそのまま記載）

〈本文〉

目的

1 このマニュアルは、実施本部もしくは判定拠点に設置される判定コーディネーターの業務のうち、チーム編成に係る部分について定めるものである。

第1 このマニュアルは、判定コーディネーター業務マニュアルの一部として、実施本部業務マニュアルと補完し用いられることを前提としている。判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

（1）チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

（2）班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

（3）判定コーディネーター

実施本部または判定拠点において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

（は）

〈解説〉

- a 判定コーディネーターは、実施本部と判定士間の橋渡しの役割を果たす者である。一人の人間が掌握でき、指揮連絡が適切に行えるのは10名が限度とされている。このため、一人の判定コーディネーターが5班の班長、副班長（10名）を束ねることとした。したがって判定士は最大100名となる。（は）
- b 判定コーディネーターは、震災直後の混乱の中で、1名で大勢の判定士の対応をすることが難しい場合には、状況に応じて複数名体制とすることも有効である。（は）
- c 被災地における判定活動は班ごとの行動が基本となるため、チーム編成を考える上では、移動手段も考慮した班の編成までを考慮する必要がある。（は）

〈本文〉

第2 判定拠点での振り分け

各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100名以内ごとのグループに振り分ける。（は）

〈解説〉

判定士の振り分けは、原則として判定拠点で行うことになっているが、既に、応援都道府県において班及びチームの編成されている場合は、班内の連携・協力が期待できるよう応援都道府県に委ねる。（は）

〈本文〉

第3 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した判定実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認してチームを編成する。

- ①活動可能日
- ②年齢
- ③被災地の地理に関する知識の有無
- ④判定経験の有無
- ⑤専門分野（建築士免許の種類等）
- ⑥その他、判定士の申し出事項

〈解説〉

チーム編成には、様々なパターンが考えられるが、下記にいくつか記す。ただし、事例にとらわれず各判定コーディネーターは、それぞれの場合に最適な方法でチーム編成を行うこと。

- a 判定実施期間が長期となる場合は、判定士の活動可能日を考慮する。例えば、活動可能日が同じ判定士をチームとする等。

なお、地元判定士以外の応援判定士は、応援都道府県ごとに判定活動を行うため、通常、判定実施期間は同じ期間になる。

- b 判定士の健康状態や年齢を考慮する。被災地では、公共交通機関が使用できない可能性があり、判定地区への移動は徒歩及び自転車等で行うことが予想されるため、遠距離の判定実施区域を担当するチームは、年齢の若い判定士によるチームとする等。(は)

- c 判定実施区域の地理的条件等によりチーム当たりの1日の判定件数の増減も考慮する。
また、判定に際して被災宅地危険度判定を併せて行う場合や住民対応が必要となった場合等、3人以上にチームを増員する必要もある。
特に住民対応を行う場合は、地元判定士との組み合わせが望ましい。(ろ)

- d 被災地の地理に詳しい者（地元判定士）とそうでない者（応援判定士）をチームとすることが理想であるが、地元判定士の数が不足することが考えられるため、この点については、オペレーションタイプ及び現場の状況に応じて編成するとよい。(は)

○オペレーションタイプAの場合

このタイプは、判定実施区域として定めた区域内の建築物について、外観調査を中心として判定活動を行うので、班単位での行動が予想される。したがって、必ずしも地理に明るい人とチームを組む必要はない。(地元判定士が足りればその方が望ましい)(は)

○オペレーションタイプBの場合

このタイプは、被災建築物の所有者等の要請により立ち入り調査を含む判定方法であるため、地元判定士が本業務に従事することを想定している。(は)

- e 出来る限り判定経験者と未経験者のチームを編成するよう考慮する。

- f 判定対象建築物の規模構造等の明確な場合（特に避難所等の防災拠点となる施設の判定を行う場合等）は、建築に関する知識の程度や、得意分野（木造又はRCの専門等）等を考慮して、チーム編成を行う必要がある。(は)

※例えば、木造密集地域等の判定を行うチームは、木造・2級建築士によるチームとし、都市部における判定は、1級建築士によるチームとする等

〈本文〉

第4 班編成の実務

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定実施地域や判定対象建築物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、班長・副班長を任命する。(は)

〈解説〉

判定コーディネーターは、班の代表者である班長及び班長の補助あるいは代理を行う副代表者である副班長を任命する。(は)

〈本文〉

第5 チームの再編成

- 1 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合には速やかにチームの再編成を行う。
- 2 班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチームの編成が判定活動に支障等及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

〈解説〉

- 1 判定の進捗状況や余震等の被災地の状況により、判定実施計画を変更する可能性があるため、その際には、チーム編成をやり直す必要がある。
- 2 班長はチームの状況を絶えず把握し、チームの状況が良くないと判断できる場合には、判定活動に支障を来す可能性があるため速やかに判定コーディネーターに報告すると共に再編成を具申する。

<定義>

用語

○：全国マニュアルに準じたもの

●：県マニュアルで定義したもの

《ア行》

○応援市区町村（●本県では「応援市町」という。）

被災した市区町村へ支援を行う市区町村を略して「応援市区町村」という。

被災した都道府県内で被害がなかった市区町村において、都道府県（支援本部）からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う市区町村または、事前の災害協定等により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う市区町村をいう。

○応援都道府県

被災した都道府県への支援を行う都道府県を略して、「応援都道府県」という。

被災地の都道府県（支援本部）または、国土交通省からの支援要請により判定士、コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う都道府県または、事前の災害協定により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う都道府県をいう。

○応援行政職員

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定士

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

○応援判定コーディネーター

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○応援本部（震後）

広域支援本部以外で、被災を受けた都道府県に対し支援を行う都道府県をいう。

《カ行》

○各地方整備局等

国土交通省の以下の地方支分部局を総称して「各地方整備局等」という。（は）

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務所

都道府県、市区町村の職員をいい、保険加入のために民間判定士と区分するために考慮している。

○広域支援本部

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。

支援本部からの要請によりブロック幹事県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

○広域支援本部長

被災建築物応急危険度判定広域支援本部長を略して「広域支援本部長」という。

広域支援本部が設置されたときに、ブロック幹事県の判定所管課長をあてる。

《サ行》

○災害対策本部長等

市区町村災害対策本部長等を略して単に「災害対策本部長等」という。

「災害対策本部長等」とは、市区町村における災害対策本部長及び災害対策本部が設置されるまでの間における市区町村長をいう。

○全国支援本部

複数の県で甚大な被害が発生するなど、1つのブロックだけでは対応できない場合に全国的な支援のため国土交通省に設置される「応急危険度判定全国支援本部」の略。

○応援都道府県等

応援市区町村及び応援都道府県を総称して「応援都道府県等」という。

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、都道府県に設置される本部をいう。(●本県では建築安全推進課に置く。)

○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に支援本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。(●本県では建築安全推進課長をあてる。)

●支援支部

管内の被災した市町へ支援を行う土木事務所に設置するものをいう。

●支援土木事務所

支援支部を設置せず、管外の被災した市町へ支援を行う土木事務所をいう。県(支援本部、支援支部)からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う。

●悉皆(しっかい)

悉皆とは、すべて、全部という意味であり、判定を行う調査地区、建物用途等を決定し、調査地区内のすべての対象建築物を調査することをいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市区町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市区町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部員

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。(実施本部業務マニュアル第3解説参照)

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

○地元判定士

実施本部が設置された市区町村に在住・在勤する判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

《タ行》

○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

○都道府県・市区町村災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、

判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定資機材

別紙「標準判定資機材一覧表」に定められた判定に使用する資機材。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは、タイプA(判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施)とタイプB(所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施)とがある。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画。

※参照：実施本部業務マニュアル第5

○被災宅地危険度判定

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

○被災宅地判定実施本部

宅地危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度(軽微、小破、中破、大破、破壊)に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

○ブロック協議会

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

○ブロック幹事県

支援本部だけでは対応できずブロック協議会内の他の都道府県の支援が必要となった場合に、ブロック協議会の窓口として取りまとめを行う都道府県をいう。

各ブロック協議会により、代表幹事や応援主幹などと呼んでいる。

《マ行》

○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることできる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略

《ラ行》

○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

この業務マニュアルに定めのないものは、“被災建築物応急危険度判定マニュアル”の定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

雛形策定 平成31年4月1日